

有田市議会情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、有田市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、必要な情報セキュリティ対策の基本的事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) ネットワーク

議会で使用されるコンピュータや機器を相互に接続するための通信網及びその構成機器をいう。

(2) 情報システム

議員や議会事務局職員が使用するコンピュータ、ネットワーク及び電子的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。(ただし、議会事務局職員が使用する LGWAN 接続系は、有田市情報セキュリティ基本方針に帰属する。)

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者のみが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(7) 可用性

必要なときに中断されることがなく情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(8) 情報資産

議会が保有するすべての情報、文書、データ、及びこれを記録・処理する設備やシステムをいう。

3. 対象とする脅威

議会が保有・管理する情報資産に対し、次のような脅威を想定し、対策を講じる。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、外部からのサイバー攻撃、内部不正等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去
- (2) 誤操作、管理不備、設定ミス、委託管理の不備等の人的・運用上の要因による情報の喪失・漏えい
- (3) 地震、火災、停電等の災害によるシステム停止や情報喪失
- (4) 災害や感染症拡大による要員不足や通信障害など、業務継続への支障

4. 適用範囲

(1) 組織の範囲

本基本方針が適用される範囲は、有田市議会議員及び議会事務局職員(会計年度任用職員を含む)

とする。

(2) 情報資産の範囲

- ア 議会が保有・管理するネットワーク、情報システム及び関連設備
- イ 議会活動において取り扱う文書、電子データ及び記録媒体
- ウ システム仕様書、ネットワーク構成図等の関連資料

5. 議員及び議会事務局職員（会計年度任用職員を含む）の遵守義務

議員及び議会事務局職員（会計年度任用職員を含む）は、情報セキュリティの重要性を認識し、業務の遂行にあたって情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

議会の情報資産を保護するため、以下の対策を講じる。

(1) 組織体制の整備

議会における情報セキュリティ対策を推進するため、議長を責任者とし、必要に応じて体制を整備する。

(2) 情報資産の分類と管理

情報の重要度に応じて分類し、機密性・完全性・可用性を確保するための管理を行う。

(3) 技術的対策

アクセス制御、不正プログラム対策、不正通信の監視、パスワード管理など、技術的な防御措置を講じる。

(4) 物理的対策

議員に貸与している端末、議会事務局内にある端末、通信機器等の紛失防止措置を講じる。

(5) 人的対策

議員及び議会事務局職員（会計年度任用職員を含む）に対し、情報セキュリティに関する教育・研修及び啓発を定期的実施する。

(6) 運用面の対策

情報セキュリティポリシーの遵守状況を監視し、情報漏えい等の事故発生時には速やかに報告・対応を行う体制を整える。

(7) 外部委託・外部サービス利用時の対策

業務委託や外部クラウドサービス利用に際しては、情報セキュリティ条件を契約書等に明記し、適切な管理を行う。

(8) ソーシャルメディア利用

公式発信を行う場合は、運用責任者を明確にし、発信内容の確認体制を設ける。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、議会事務局において定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

監査及び自己点検の結果や、情報技術の進展・社会情勢の変化等により必要が生じた場合は、本基本方針及び関連文書を見直す。

9. 情報セキュリティ対策基準の策定

本基本方針に基づき、具体的な遵守事項及び判断基準等を定めた「有田市議会情報セキュリティ対策基準」を別に定める。

(附則)

本基本方針は、令和8年4月1日から施行する。